

NEWS RELEASE

[No. 23-1]

令和5年6月12日

報道機関 各位

ふるさと納税のワンストップ特例申請に係るデータの未送信について

1 概要

昨年、ふるさと納税で本市に寄附いただき、オンラインにてワンストップ特例制度を利用された寄附者の情報について、システム操作に不備があり、令和5年度住民税の寄附金税額控除が適用されていないことが判明しました。

2 対象件数等

69名(対象自治体56、寄附額 156万9千円)

※「さとふる」オンラインワンストップ特例制度利用者の一部

3 事案の内容と経過

- ▶令和5年6月8日(木)に、本市に寄附をされた方から、ふるさと納税が住民税に反映されていない旨の連絡がありました。
- ▶連絡があった寄附者のデータ送信状況を確認したところ、未送信であることが判明しました。
- ▶未送信となったデータ処理の原因究明を進めるなかで、システム操作不備(寄附情報とワンストップ申請情報のデータ取込のタイミングのずれ)により、正しくデータ生成がされず、寄附者がお住まいの市町村へデータ送信ができていないことが判明しました。
- ▶6月9日(金)以降、同様の事案がないか確認を進め、69名の寄附者の情報が未送信となっていることが判明しました。

4 事案判明後の対応

事案判明以降、順次、対象寄附者がお住まいの市町村に対し、住民税の税額更正による対応について調整を進めているところです。(調整ができれば、寄附者情報を送信し、税額の更正をしていただきます。)
また、対象寄附者に対して、対応状況等について文書や電話によりご説明とお詫びを申し上げます。

5 再発防止策

システム操作にあたっては、複数の職員で手順を確認したうえで実施し、送信するデータの内容と件数を複数の職員で確認する、チェック体制を強化し、再発を防止します。

《中小路健吾市長コメント》

今回の事案につきまして、本市の不備により、オンラインワンストップ特例制度を利用し、ふるさと納税をいただいた皆様に、多大なご迷惑をおかけいたしました。心よりお詫び申し上げます。

現在、対象寄附者の方には、不利益が生じない方法での対応を鋭意進めております。

今後、このような事態が起きることがないように、手順の再徹底やチェック体制の見直しに、早急に取り組み、再発防止に努めてまいります。

<お問い合わせ先>長岡京市広報発信課 TEL:075-955-9660 (荻久保・前川)